平成２４年（フ）第４５６号
埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目３番９号
債務者　奈良　節子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５７号
埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目３番９号
債務者　奈良　尚人
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５５０号
埼玉県所沢市大字下安松889番地の２
ニューベルハイツ102
債務者　佐々木　督
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　匡彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２４３号
愛知県岩倉市神野町郷浦５番地　岩倉アイリス402号
債務者　尾家　朱美
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１３９号
群馬県館林市尾曳町４番14号
債務者　小林　吉一
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１４２号
群馬県太田市東別所町233番地　サンライズ太田204号
債務者　小川　剛弘（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三角　俊文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
前橋地方裁判所太田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８９号
千葉県佐倉市大蛇町42番地47
債務者　三田村　徹
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２１号
千葉県佐倉市井野1067番地29
債務者　松本　儀之
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２２７号
千葉県富里市七栄654番地643グランディール107
債務者　福本　博文
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４４号
千葉県八街市八街に155番地２　市営住宅九十九路団地２－１－３号
債務者　大出　和子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１４２１号
愛知県尾張旭市井田町２丁目290番地　ハイツ西山202号
債務者　勇電気サービスこと　勇　　頼孝
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２２号
愛知県尾張旭市井田町２丁目290番地　ハイツ西山202号
債務者　勇　由美子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６９号
岡山県倉敷市白楽町514番地
債務者　安達　　誠
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
岡山県倉敷市加須山337番地２
債務者　上村　和彦
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
高知市神田1091番地１　松南荘一階東
債務者　山﨑　泰介
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５２号
北海道旭川市末広東２条４丁目７番９号　ラポールメゾンＣ―107号室
債務者　高橋美由紀（旧姓桐澤・佐薙）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６１号
北海道旭川市神居６条14丁目３番５号
債務者　紺野　尚夫
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部